

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 8月25日

【会社名】 三菱重工業株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 泉澤 清次

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目 2番 3号

【電話番号】 (03) 6275-6200 (大代表)

【事務連絡者氏名】 グローバル財務部ファイナンスグループ長 森田 忠義

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目 2番 3号

【電話番号】 (03) 6275-6200 (大代表)

【事務連絡者氏名】 グローバル財務部ファイナンスグループ長 森田 忠義

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第42回無担保社債（5年債）	10,000百万円
第43回無担保社債（10年債）	15,000百万円
計	25,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月21日
効力発生日	2022年10月29日
有効期限	2024年10月28日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 200,000百万円
(200,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	三菱重工業株式会社第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（第2回三菱重工トランジションボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年0.459％
利払日	毎年2月末日及び8月末日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2024年2月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月末日及び8月末日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに別記（注）4．(1)に定める財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>2．利息の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2028年8月31日
償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年8月31日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息はつけない。
申込期間	2023年8月25日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年8月31日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第43回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）

株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：AA-（ダブルAマイナス）（取得日 2023年8月25日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2023年8月25日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

(4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求又は通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各社債について期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではない。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債又は社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社以外の社債又は社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- (2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

- (3) 本(注)5.(1)又は(2)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告がなされた日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率(%)」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社又は財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 本(注)7.(1)及び(3)にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。

- (5) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)7.(1)乃至(4)の規定は、本(注)7.(5)の社債権者集会について準用する。

8. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店及び財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,700	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金37.5銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,200	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	800	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	500	
計		10,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	三菱重工業株式会社第43回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金15,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金15,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年0.962％
利払日	毎年2月末日及び8月末日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2024年2月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月末日及び8月末日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、償還期日までに別記（注）4．(1)に定める財務代理人に対して本社債の元利金支払資金の預託（以下「資金預託」という。）がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払期日までに資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率（％）」欄所定の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>2．利息の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	2033年8月31日
償還の方法	<p>1．償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2033年8月31日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所 別記（（注）10．「元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息はつけない。
申込期間	2023年8月25日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年8月31日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（第2回三菱重工トランジションボンド）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

（注）1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の信用格付業者の連絡先）

株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

信用格付：AA-（ダブルAマイナス）（取得日 2023年8月25日）

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、又は情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、又は情報の不足等により取り下げられることがある。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用してはいるが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2023年8月25日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

(4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求又は通知を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を財務代理人を受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各社債について期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではない。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日以内に当社がその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債又は社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社以外の社債又は社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

- (2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

- (3) 本(注)5.(1)又は(2)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告がなされた日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率(%)」欄所定の利率による経過利息をつける。

6. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6.に定める方法により公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社又は財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

- (4) 本(注)7.(1)及び(3)にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。

- (5) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)7.(1)乃至(4)の規定は、本(注)7.(5)の社債権者集会について準用する。

8. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9. 社債要項の公示

当社は、その本店及び財務代理人の本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	4,100	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は額面100円につき金42.5銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,700	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,800	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,500	
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	1,200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	700	
計		15,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
25,000	125	24,875

(注) 上記金額は、第42回無担保社債(第2回三菱重工トランジションボンド)及び第43回無担保社債の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額24,875百万円のうち、第42回無担保社債(第2回三菱重工トランジションボンド)の差引手取概算額9,952百万円については、全額を新規発行から3年以内に、当社が策定したグリーン/トランジションファイナンス・フレームワーク(別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載)における適格クライテリアを満たすプロジェクトである「既存インフラの脱炭素化」、「水素エコシステムの実現」、「CO₂エコシステムの実現」に関連する新規投資及び既存投資のリファイナンスに充当する予定であります。

なお、充当まで期間を要する場合、未充当額を現金又は現金同等物にて管理する予定であります。

また、第43回無担保社債の差引手取概算額14,923百万円については、全額を2024年3月末までに返済期日が到来する借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

三菱重工業株式会社第42回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（第2回三菱重工トランジションボンド）に関する情報

トランジションボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてトランジションボンドの発行のために「ICMAグリーンボンド原則2021」（注1）、「環境省グリーンボンドガイドライン2020年版」（注2）、「LMA・APLMA・LSTAグリーンローン原則」（注3）、「環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」（注4）、「ICMAクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2020」（注5）および「金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2021年5月版）」（注6）に則したグリーン/トランジションファイナンス・フレームワークを策定し、第三者評価機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社よりセカンド・パーティ・オピニオンを取得しております。

（注1） 「ICMAグリーンボンド原則2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2） 「環境省グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

（注3） 「LMA・APLMA・LSTAグリーンローン原則」とは、グリーンボンド原則を踏まえてローン・マーケット・アソシエーション（LMA）等により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインです。ここで「グリーンローン」とは、調達資金のすべてが、新規又は既存のグリーンプロジェクトの全部又は一部の初期投資又はリファイナンスのみに充当される様々な種類のローンとされます。

（注4） 「環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインです。同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

（注5） 「ICMAクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2020」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会主導の下策定されたトランジション・ファイナンスに係るハンドブックをいい、以下「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」といいます。

（注6） 「金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2021年5月版）」とは、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックとの整合性に配慮しつつ、特にCO₂排出削減が困難なセクターにおけるトランジションへの資金調達手段として、その地位を確立し、より多くの資金の導入による我が国の2050年カーボンニュートラルの実現とパリ協定の実現に貢献することを目的に、金融庁・経済産業省・環境省が2021年5月に公表した基本指針をいいます。

グリーン/トランジションファイナンス・フレームワークについて（記載内容は2022年3月策定時点のもの）

1.1 当社概要

1884年7月7日、三菱の創業者岩崎彌太郎が工部省から長崎造船局を借り受け、長崎造船所と命名して造船事業に本格的に乗り出し、当社はこの日をもって創立日としています。1917年三菱合資会社から同社造船部所属業務の一切を引き継ぎ三菱造船株式会社を設立し、1934年商号を三菱重工業株式会社に変更しました。1950年過度経済力集中排除法により3社に分割されますが、1964年に3社合併により三菱重工業株式会社として発足しました。

当社グループでは、多くの事業において当社及び関係会社が連携して製造、据付、販売及びサービス等を行っており、当社グループの事業ドメイン/セグメントは以下の通りです。

エナジードメイン
プラント・インフラドメイン
物流・冷熱・ドライブシステムドメイン
原子力セグメント
機械システムセグメント
防衛・宇宙セグメント
民間機セグメント

1.2 サステナビリティフレームワーク

当社グループは、三綱領に基づき制定された「社是」の精神に則り、社業を通じて社会の進歩に貢献するものづくり企業として、社会・産業インフラを支える製品・技術を世界に提供しています。環境問題をはじめとする地球規模の課題解決に向けて、当社の製品・技術による貢献のみならず、事業プロセス全体における各種活動を通じてさまざまな社会的課題の解決に取り組み、事業と連動したCSR（企業の社会的責任）を推進しています。また、多様なステークホルダーに配慮した事業活動を展開し、得られた利益をすべてのステークホルダーの皆さまに最適に還元するとともに、卓越した製品・技術の提供を通じて、人と地球の確かな未来、「サステナブル（持続可能）な社会」を実現することをCSRの基本としています。

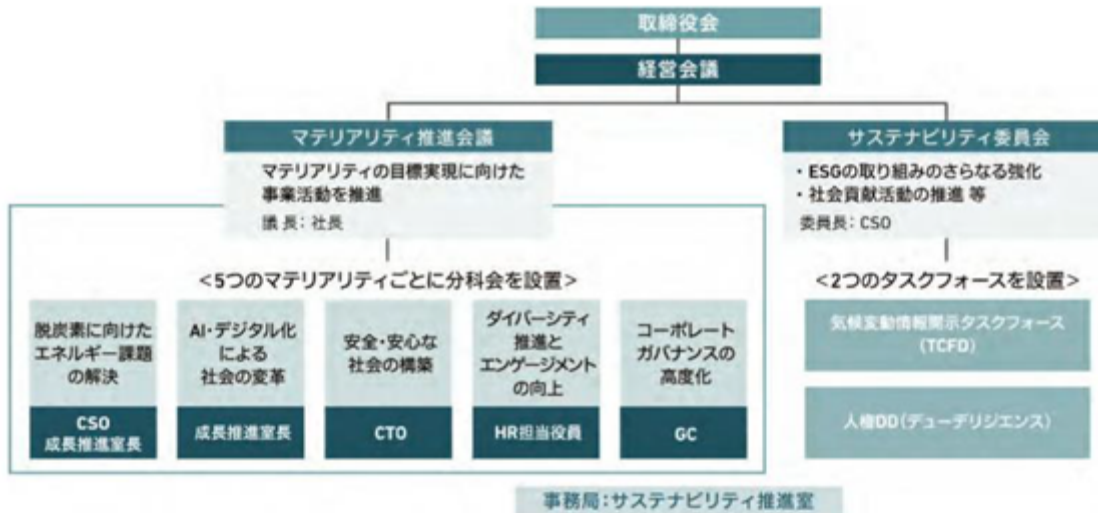
（サステナビリティに関する体制）

社会のサステナビリティ（持続可能性）に配慮した経営を推進するため、「マテリアリティ推進会議」と「サステナビリティ委員会」を設置しています。

「マテリアリティ推進会議」は、2020年に当社が特定した5つのマテリアリティごとに、責任者と取りまとめ部門を持つ分科会を設置。社長を議長とし、マテリアリティの目標実現に向けた事業活動をフォローするとともに、事業部門へ必要な対応を指示します。

また、「サステナビリティ委員会」は、CSO（Chief Strategy Officer、取締役、サステナビリティ担当役員）を委員長、GC（General Counsel）、CFO（Chief Financial Officer、取締役）、CTO（Chief Technology Officer）、HR（Human Resources）担当役員、グループ戦略推進室長を委員として、議題に応じてドメイン・セグメントの関係者を招集し、ESGや事業に関わる役員で構成しています。原則として年2回開催し、ESG・サステナビリティ推進体制の確立に向けて、ESGの取り組みに関する基本方針等、サステナビリティを巡る課題への対応についての審議・決定並びにその関連諸活動を推進します。社会的な要請が高まっているTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）や人権デューデリジェンスをはじめとしたESG課題に対する企業としての意思決定を経営レベルで実施するとともに、部門横断的なタスクフォースチームを結成して具体的なアクションプランの検討を行い、サステナブルな社会の実現と中長期的な企業価値の向上の両立を目指していきます。なお、サステナビリティ諸課題の重要事項は、経営会議の審議を経て決定し、取締役会に報告することとしています。

また、コンプライアンス委員会や環境委員会など、サステナビリティ・CSRに関連する重要な事項を審議するための各種委員会等を以下の通り設置しています。



（国際行動規範への適合）

グローバル・カンパニーとして、つねに国際的な行動規範に則った事業活動を行っています。当社は2004年に「国連グローバル・コンパクト」に参加し、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野における10原則の普及・実践に努めていくことをコミットしています。また、2010年に策定された、組織の社会的責任に関する国際的なガイドラインであるISO26000を重視し、CSR活動の推進に活用しています。情報開示に関しては、非財務報告の国際基準であるGRI（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）の「サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」をはじめとした、国内外の報告基準に沿った情報開示に努めています。

1.3 重要課題（マテリアリティ）

当社グループでは、社会課題の解決を通じて企業価値を向上させ中長期的に成長していくために、当社グループが取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）の特定を行いました。近年、SDGs（国連「持続可能な開発目標」）採択やESG（環境・社会・ガバナンス）投資の拡大、EUタクソノミー等、国際的な規範やガイドラインにおいてもサステナビリティの重要性が高まり、当社グループに影響を及ぼす可能性のあるメガトレンドも変化してきていることから、2015年に策定したマテリアリティを2020年に見直し、以下の通り、新たに5つのマテリアリティを特定しました。

マテリアリティに取り組む活動は、サステナビリティ経営を事業面で具現化するものであり、実効性をもたせるために、各マテリアリティに責任者と取り纏め部門を持つ分科会を設置し、具体的な施策やロードマップを検討します。また、社長を議長とする「マテリアリティ推進会議」を設置し、マテリアリティの目標実現に向けた事業活動をフォローするとともに、事業部門へ必要な対応を指示する体制を構築しました。活動の内容はサステナビリティ経営における重要テーマとして、定期的に取り締役会にも報告します。

<マテリアリティと課題認識・全社目標>

マテリアリティ	全社目標
1．脱炭素社会に向けたエネルギー課題の解決 <責任者：CSO・成長推進室長>	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年までに三菱重工グループの事業活動を脱炭素化（Scope 1, Scope 2） ・2050年までに脱炭素化社会を実現するエネルギーインフラ構築に貢献（供給側） ・2050年までにエネルギー需要部門の脱炭素化に貢献 ・循環型社会・システムの構築に貢献
2．AI・デジタル化による社会の変革 <責任者：成長推進室長>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客や利用者に寄り添った便利でサステナブルなAI / デジタル製品の拡充 ・未来型エネルギーマネジメントの提案 ・クリエイティブな製品を生み出すための環境づくり
3．安全・安心な社会の構築 <責任者：CTO>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要インフラのレジリエント化 ・重要インフラの無人・省人化 ・MHI全製品の継続的なサイバーセキュリティ対策の深化 ・ドメイン横断的なセキュリティ技術を製品化 ・各製品のセーフティとセキュリティの両方が考慮できる技術者の育成
4．ダイバーシティ推進とエンゲージメントの向上 <責任者：HR担当役員>	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材による新たな価値創出 ・安全で快適な職場の確保 ・健やかで活力にあふれ社会に貢献できる人材づくり ・一人ひとりの自発的・自律的な成長の支援・促進 ・エンゲージメントの向上
5．コーポレートガバナンスの高度化 <責任者：GC>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会審議のさらなる充実 ・法令遵守と誠実・公平・公正な事業慣行の推進 ・CSR調達のグローバルサプライチェーンへのさらなる浸透 ・非財務情報の説明機会創出

1.4 環境目標

2021年3月開催の環境委員会において「三菱重工グループ長期環境目標」および中期目標である「三菱重工グループ第5次環境目標」を設定しました。「三菱重工グループ長期環境目標」では、2040年までに三菱重工グループの事業活動を脱炭素化することを掲げました。「三菱重工グループ第5次環境目標」では2023年度を目標としてCO₂排出量削減、水使用量の削減、廃棄物発生量削減を対象としました。当社グループとしても地球温暖化問題にさらに貢献していくため、目標を達成するべく、グループ一丸となって取り組んでいきます。また、TCFDへの賛同を表明し、TCFD提言に基づいた分析・取り組み・公表を行っています。

■三菱重工グループ長期環境目標（2040年度）

項目	対象範囲	目標（2021年度～2040年度）
CO ₂ 排出量削減	グループ全体	2040年までに三菱重工グループの事業活動を脱炭素化（Scope1, Scope2）

（注）国内・海外グループ会社は連結子会社をデータ収集の対象とする。

■三菱重工グループ第5次環境目標（2021年度～2023年度）

項目	対象範囲	目標（2021年度～2023年度）
1. CO ₂ 排出量削減	1.1 グループ全体	2023年度のオフィスおよび工場からのCO ₂ 排出量原単位を、2014年度比で9%改善
2. 水使用量の削減	2.1 グループ全体	2023年度の水使用量原単位を、2014年度比で7%改善 （水は工業用水、上水、地下水、河川水、湖水とし、海水は除く）
3. 廃棄物発生量削減	3.1 グループ全体	2023年度廃棄物排出量原単位を、2014年度比で7%改善 （ただし、有価物を除き、有害廃棄物を含む）

（注）国内・海外グループ会社は連結子会社をデータ収集の対象とする。

1.5 2040年カーボンニュートラル宣言：MISSION NET ZERO

当社グループは、2040年カーボンニュートラルを宣言します。

2020年に発表した中期事業計画である「2021事業計画」において、エネルギー供給側で脱炭素化を目指す「エナジートランジション」と、エネルギー需要側で脱炭素・省エネ・省人化を実現する「モビリティ等の新領域」を2つの成長領域に決めました。これらの領域の事業を推進し、また既存の事業の脱炭素化・電化・知能化を推進することにより、2040年Net Zeroを実現し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて貢献していきます。

カーボンニュートラル社会の実現は地球規模の課題であり、当社は、脱炭素分野での実績を誇るリーダーとして、気候変動対策をリードしていくことが我々のミッションであると考えています。

当社グループの社員一人ひとりが、お客様、ビジネスパートナー、国、自治体、研究機関などと積極的に連携し、「Mission Net Zero」を胸に、Net Zeroの未来、カーボンニュートラル社会の実現に向けて行動していきます。

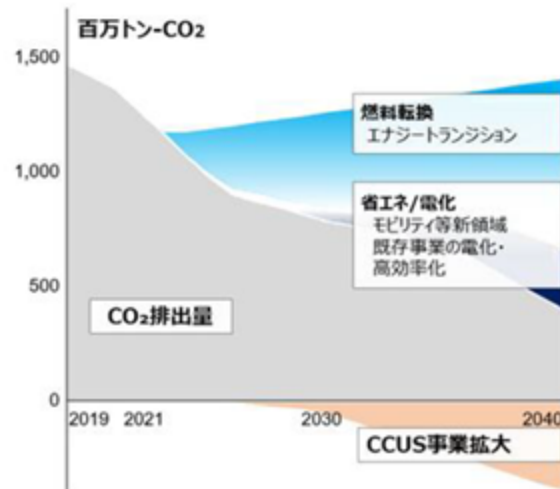
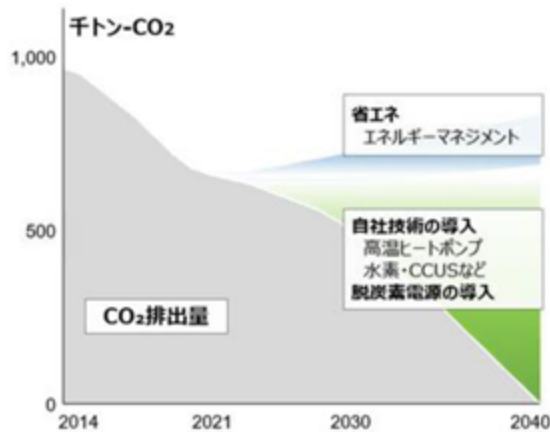
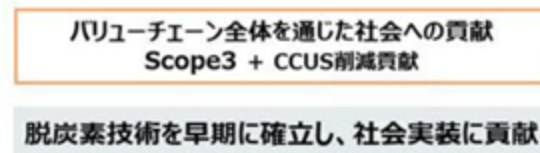
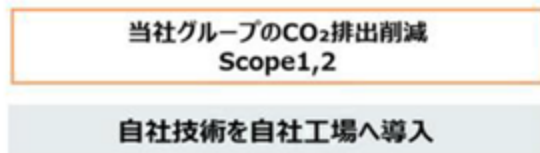
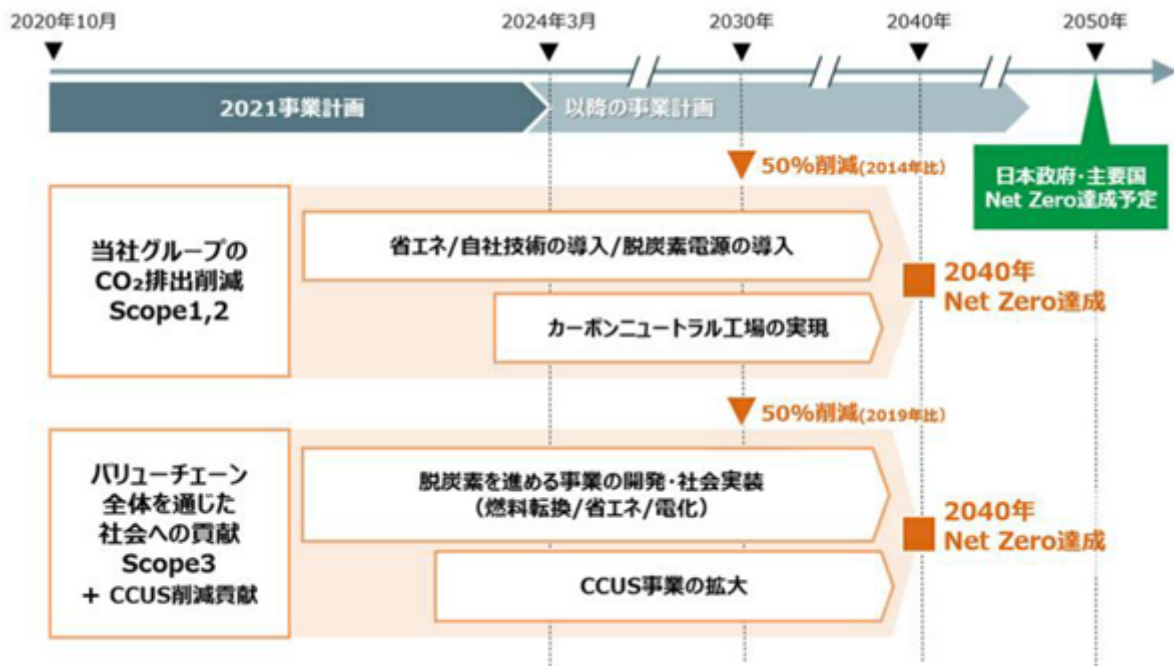
1. CO₂排出量の削減目標

目標年	当社グループのCO ₂ 排出削減 Scope 1 , 2	バリューチェーン全体を通じた社会への貢献 Scope 3 +CCUS削減貢献
2030年	50%（2014年比）	50%（2019年比）
2040年	Net Zero	Net Zero

Scope 1 , 2 : 算出基準は、GHGプロトコルに準じる。

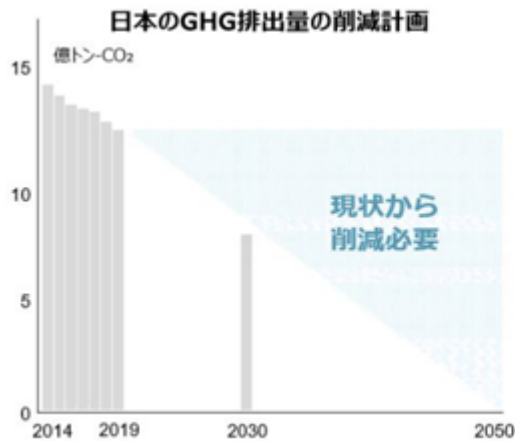
Scope 3 : 算出基準は、GHGプロトコルに準じる。但しこれに独自指標のCCUSによる削減貢献分を加味。

2. 目標達成に向けたロードマップ



3. お客様のScope 1, 2の削減への貢献

全ての事業領域において、お客様の既存設備から排出されるCO₂の削減に寄与するメニューを準備します。



既存設備のCO ₂ 削減メニュー（例）	削減率
石炭火力からガス焼きGTCC発電へのリプレイス	△60-65%
ガス火力GTCC/エンジンの水素30%混焼	△10%
ガス火力GTCC/エンジンの水素100%専焼	△100%
石炭火力のバイオマス・アンモニア20%混焼	△20%
石炭火力のバイオマス・アンモニア100%専焼	△100%
原子力発電所の再稼働及び運転期間延長（化石燃料由来発電の代替）	△100%
直接還元鉄+電炉（高炉代替）	△65%
エンジン→電動フォークリフト	△65%
ヒートポンプ（ボイラー代替）	△65%

Scope 1, 2

- ・ Scope 1は、当社のCO₂直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）を、Scope 2は、主に電気の使用に伴うCO₂間接排出を示す。
- ・ 算出基準は、GHGプロトコルに準じる。但し実証設備複合サイクル発電所（高砂製作所内）、勿来/広野IGCCパワーは、Scope 3に含める。
- ・ 系統電気の排出係数は、日本国のCO₂排出削減目標に応じた低減、およびそのための水素・CO₂エコシステムの整備が一定程度されていることを想定。

Scope 3+CCUS削減貢献

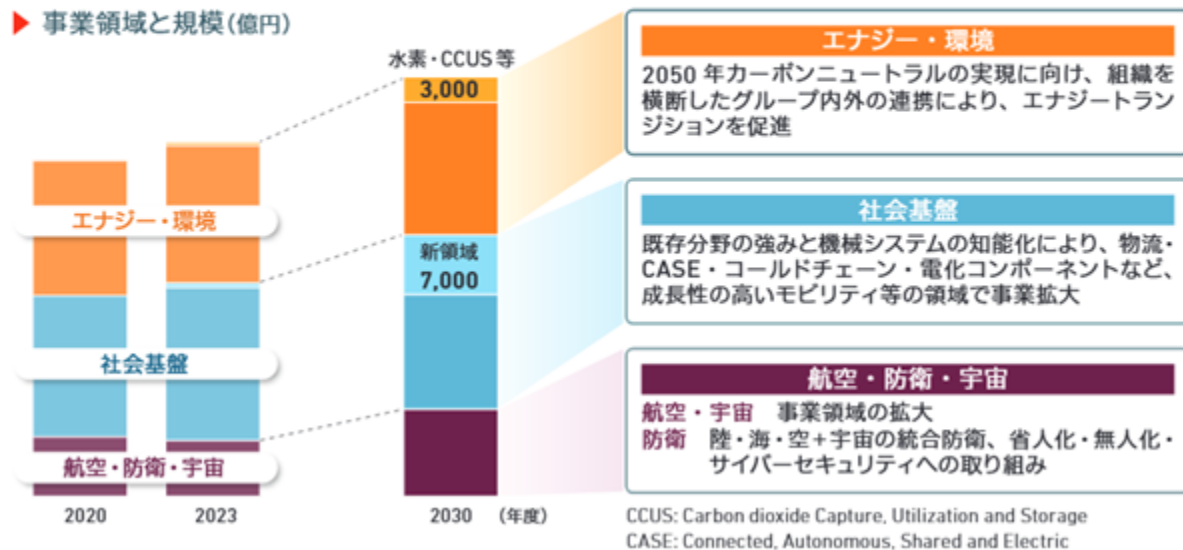
- ・ Scope 3は、Scope 1, 2以外の当社バリューチェーン全体での他社のCO₂間接排出を示す。カテゴリーは15あるが、その内当社製品の使用に伴うCO₂排出が99%程度占めており、その削減を主要な取り組みとする。
- ・ 算出基準は、GHGプロトコルに準じる。但しこれに独自指標のCCUSによる削減効果分を加味し、Net Zeroを目指す。
- ・ GHGプロトコルの算出基準に基づき、当該年度に販売した製品の寿命分の排出量を当該年のCO₂排出量として一括計上している。
- ・ 各国CO₂排出削減目標達成に応じた各社の積極的な脱炭素製品の採用、およびそのための水素・CO₂エコシステムの整備が一定程度されていることを想定。

1.6 三菱重工グループの目指す姿：2030年の当社グループ

当社グループは、三菱重工グループのミッションのもと、2030年の目指す姿を描き、「グリーン社会の実現」、「便利で快適な社会生活」、「安全・安心な社会の構築」を当社グループの重点テーマとして取り組むこととしました。そして、事業領域をエネルギー・環境、社会基盤、航空・防衛・宇宙という3つに大別し、事業ポートフォリオを入れ替つつ、企業価値の大幅な向上を実現するとともに2050年のカーボンニュートラル社会実現を目指した「エナジートランジション」と、機械システムとデジタル技術の統合を通じた「モビリティ等の新領域」をエンジンとして成長を目指していきます。

2030年の当社グループ

「エナジートランジション」と「モビリティ等の新領域」を成長エンジンとして、
事業ポートフォリオを入れ替つつ、企業価値の大幅向上を実現する



1.7 2021事業計画（2021年度から2023年度まで）で目指すもの

昨年10月に、2018事業計画（2018年度から2020年度まで）の結果とわれわれが目指すべき2030年の企業像とを踏まえた、「2021事業計画」を策定しました。

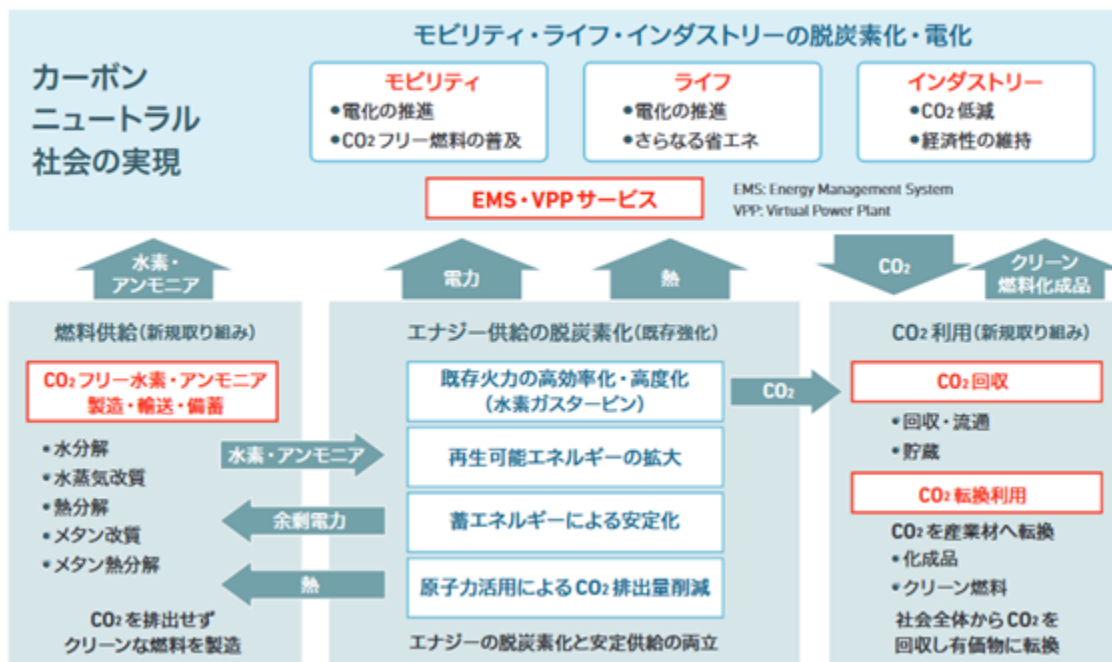
2021事業計画（2021年度から2023年度まで）では、事業規模の拡大ではなく、次の成長に向けた真の競争力を磨くフェーズと決めました。この3年間で事業の体力と成長基盤を確立し、2030年には5兆円を超える事業規模を目指します。

（成長領域の開拓）

当社グループは「エナジートランジション」と「モビリティ等の新領域」を「成長領域」と位置付け、経営資源を集中させます。この領域を中心に1,800億円の投資を行い、2023年度時点で1,000億円規模の新事業創出を目指します。

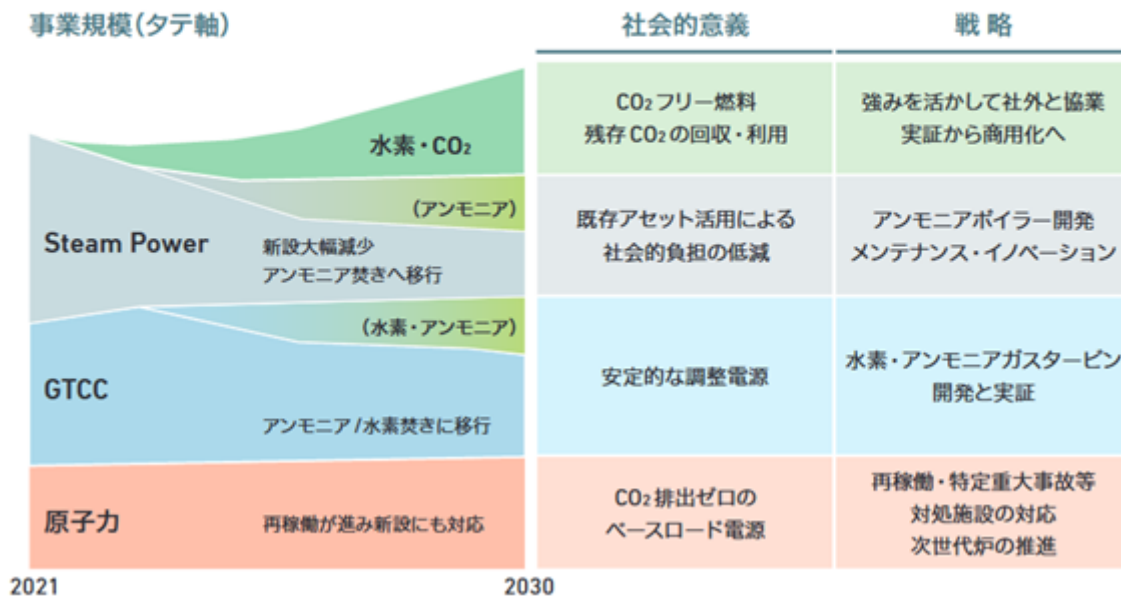


▶ エナジートランジション



エナジートランジションを経た事業の伸長

既存インフラの脱炭素化に加えて、水素・CO₂を事業化する



1.8 グリーン/トランジションファイナンスの実行意義

当社は、カーボンニュートラル社会の実現は地球規模の課題と捉え、脱炭素分野での実績を誇るリーダーとして、気候変動対策をリードしていくことがミッションであると考え、取り組みを進めております。当社「2040年カーボンニュートラル宣言」及び「目標達成に向けたロードマップ」で掲げたトランジション戦略の着実な遂行は、日本政府の2050年カーボンニュートラル宣言に合致するものと考えており、またグリーン/トランジションファイナンス実行を2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みのための資金調達と位置づけ、ステークホルダーの皆様に対して、改めて当社の取り組みを発信する契機となるものと考えております。

なお、当社の長期的な戦略については、政策等の前提条件の変更を踏まえて見直しを行う予定です。

<トランジション4要素との整合性>

トランジションファイナンスの4要素	該当セクション
1. 発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス	1.2、1.3、1.4、1.5、1.6、1.7、1.8、2.1
2. ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ	1.2、1.3、1.4、1.5、1.6、1.7、2.1
3. 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略	1.4、1.5、1.6、1.7
4. 実行の透明性	1.4、1.5、1.6、1.7、2.2、2.3、2.4、2.5

2. グリーン/トランジションファイナンス・フレームワーク

2.1 調達資金の用途

グリーン/トランジションファイナンスで調達された資金は、電力、ガス、鉄鋼、化学（経済産業省）並びに船舶分野（国土交通省）の分野別ロードマップとの整合性を確認し、以下の適格クライテリアを満たす事業・プロジェクト（適格事業・プロジェクト）に関連する新規投資および既存投資のリファイナンス（研究開発資金、事業開発資金、事業運営資金、運転資金等）へ充当します。既存投資へ充当する場合は、事業・プロジェクトへの支出が、関連するグリーン/トランジションファイナンスの発行日から遡って3年以内に実施されたものに限ります。

なお、実行するファイナンスに応じて、以下のプロジェクトカテゴリへの資金充当を行います。

グリーンファイナンス：グリーンプロジェクト

トランジションファイナンス：グリーンプロジェクトおよび/またはトランジションプロジェクト

グリーンプロジェクト

<グリーンボンド原則> 環境目的：気候変動の緩和/プロジェクトカテゴリ：再生可能エネルギー

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	SDGsとの整合性
再生可能エネルギー	・風力発電（風力発電プラント）	7．エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9．産業と技術革新の基盤をつくろう 12．つくる責任、つかう責任 13．気候変動に具体的な対策を
	・地熱発電（地熱発電プラント）	
クリーンエネルギー	・水素焼きガスタービン （水素発電の場合、100%水素発電にむけた事業・プロジェクトであること）	
	・アンモニア焼きガスタービン （アンモニア発電の場合、100%アンモニア発電にむけた事業・プロジェクトであること）	
	・水素/アンモニア製造（グリーン）	
	・石炭火力（アンモニア専焼改造）	
	・発電用ガスエンジン（水素専焼）	

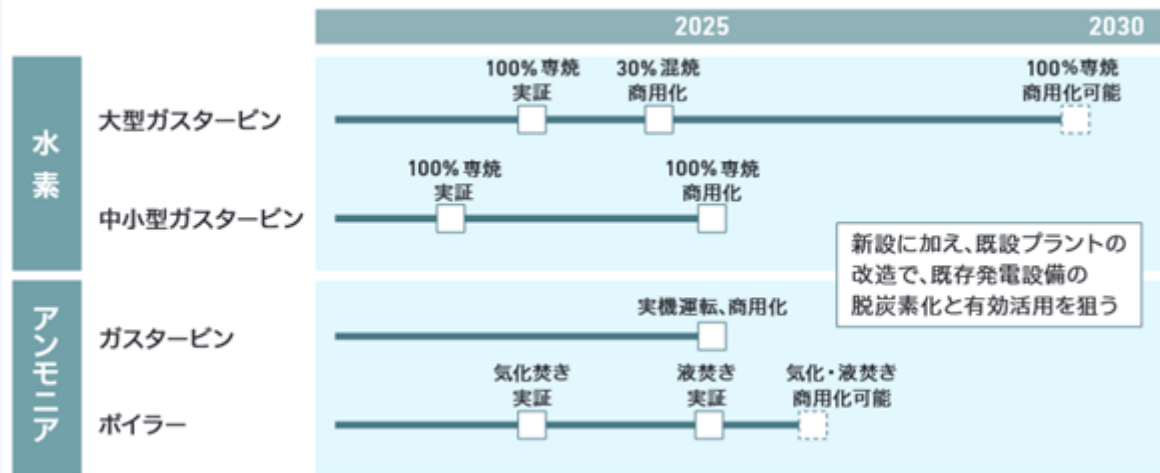
トランジションプロジェクト

環境目的：気候変動の緩和

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	SDGsとの整合性
既存インフラの脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・水素焼き（混焼）ガスタービン ・アンモニア焼き（混焼）ガスタービン ・LNG焼き高効率ガスタービン ・石炭火力（アンモニア混焼改造） ・発電用ガスエンジン（水素混焼） ・物流機器（高効率化・燃料電池化） 	7．エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9．産業と技術革新の基盤をつくろう 12．つくる責任、つかう責任 13．気候変動に具体的な対策を
水素エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・水素製造（ブルー、ターコイズなど） ・アンモニア製造（ブルー、ターコイズなど） ・水素コンプレッサ（水素製造・輸送・貯蔵用など） ・製鉄機械（水素還元製鉄など） 	
CO2エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2回収・貯留 ・CO2輸送（液化CO2船など） 	

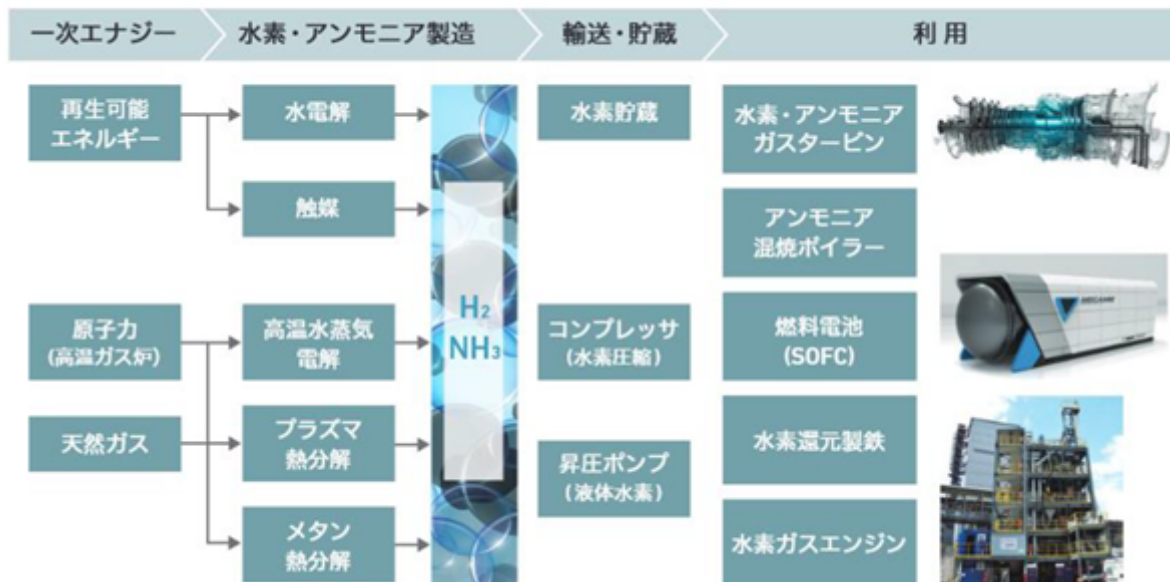
（各プロジェクトのタイムライン）

▶ 水素／アンモニアによるカーボンフリー発電の実証・商用化へのロードマップ



※上図の一部は、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)事業による開発成果を含みます。

▶ 水素バリューチェーン



※上図の一部は、(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)事業による開発成果を含みます。

▶ CO₂エコシステム構築のロードマップ

回収・輸送・貯蔵～転換利用まで、エコシステム構築へ取り組み
2023年には回収技術ラインアップを拡充・事業化する



KS-1™、KS-21™：関西電力と共同で開発したアミン吸収液 CO₂NNEX™：日本IBMと共同で構築するCO₂流通を可視化するデジタルプラットフォーム
※ CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage

2.2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

2.2.1 プロジェクト選定プロセス

グリーン/トランジションファイナンスによる調達資金充当対象として当社事業部門が選択した事業・プロジェクトが適格クライテリアに適合しているか当社財務部門が確認した後、最高財務責任者が最終決定します。

2.2.2 環境リスク及び社会的リスク低減のための取組み

適格クライテリアを満たす適格事業・プロジェクトの遂行にあたり、当社グループのサステナビリティのフレームワークに従い、環境リスク及び社会的リスク低減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

2.3 調達資金の管理

当社は、グリーン/トランジションファイナンスの実行による調達資金について、グリーン/トランジションファイナンスが償還されるまでの間、定期的（少なくとも年に1度）に内部管理システムを用いて、当社財務部門が調達資金の充当状況を管理します。調達した資金は、グリーン/トランジションファイナンス実行後、償還されるまでの間に充当する予定です。適格プロジェクトへ充当されるまでの間、未充当額を現金又は現金同等物にて管理します。

2.4 レポートニング

当社は、適格事業・プロジェクトへの資金充当状況、調達資金の管理状況及びインパクトを年次で、当社ウェブサイトにて報告します。大幅な変更がある場合は適時にウェブサイトで開示します。なお、最初のレポートニングについては、グリーン/トランジションファイナンス実行から1年以内実施予定です。

2.4.1 資金充当状況レポートニング

当社は、グリーン/トランジションファイナンスにて調達された資金が全額充当されるまで、適格クライテリアごとの資金充当状況を年次でレポートニングします。

- ・適格プロジェクトへの充当状況
- ・充当金額及び未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法
- ・新規ファイナンスとリファイナンスの割合

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

2.4.2 インパクト・レポーティング

当社は、少なくとも、グリーン/トランジションファイナンスの調達資金が全額充当されるまでの間、以下の指標等を適格クライテリアごとに、実務上可能な範囲でレポーティングします。

グリーンプロジェクト

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	レポーティング内容
再生可能エネルギー	・風力発電（風力発電プラント）	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 再生可能エネルギー施設の年間発電量（MWh） 年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）
	・地熱発電（地熱発電プラント）	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 再生可能エネルギー施設の年間発電量（MWh） 年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）
クリーンエネルギー	・水素焼きガスタービン （水素発電の場合、100%水素発電にむけた事業・プロジェクトであること）	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）
	・アンモニア焼きガスタービン（アンモニア発電の場合、100%アンモニア発電にむけた事業・プロジェクトであること）	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）
	・水素/アンモニア製造（グリーン）	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 水素/アンモニアの製造量
	・石炭火力（アンモニア専焼改造）	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）
	・発電用ガスエンジン（水素専焼）	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） 販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）

（*） 第三者機関が公表する平均的な排出係数及び稼働率を利用して算出

トランジションプロジェクト

適格事業・プロジェクト	適格クライテリア	レポート内容
既存インフラの脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・水素焚き（混焼）ガスタービン ・アンモニア焚き（混焼）ガスタービン ・LNG焚き高効率ガスタービン ・石炭火力（アンモニア混焼改造） ・発電用ガスエンジン（水素混焼） ・物流機器（高効率化・燃料電池化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） ・水素/アンモニアの混焼率（%） ・販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）
水素エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・水素製造（ブルー、ターコイズなど） ・アンモニア製造（ブルー、ターコイズなど） ・水素コンプレッサ（水素製造・輸送・貯蔵用など） ・製鉄機械（水素還元製鉄など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） ・販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*） ・水素/アンモニアの製造量（トン）
CO ₂ エコシステムの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂回収・貯留 ・CO₂輸送（液化CO₂船など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の進捗状況に関する情報（参加プロジェクトの概要等） ・販売した製品（自社への導入含む）による年間CO₂削減量（トン-CO₂）（*）

（*） 第三者機関が公表する平均的な排出係数及び稼働率を利用して算出

2.5 外部レビュー

2.5.1 発行前外部レビュー

当社は、独立した外部機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社により、本グリーン/トランジションファイナンス・フレームワークとICMAグリーンボンド原則2021、環境省グリーンボンドガイドライン2020年版、LMA・APLMA・LSTAグリーンローン原則、環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版、ICMAクライメート・トランジションファイナンス・ハンドブック2020並びに金融庁・経済産業省・環境省クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（2021年5月版）との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを取得しております。

2.5.2 発行後外部レビュー

当社は、グリーン/トランジションファイナンス実行日から1年を経過する前に、レポートの内容が当社のグリーン/トランジションファイナンス・フレームワークに適合しているかを評価するためのレビューを、独立した外部機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から取得致します。このレビューは、調達資金を全額充当するまで、毎年行う予定です。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2022年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2023年度第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2023年8月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年7月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2023年8月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱重工業株式会社本店

（東京都千代田区丸の内三丁目2番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし